

「広報やまがた」に広告を掲載しませんか！

～「広報やまがた」有料広告募集のお知らせ～

山口市では、自主財源の強化を図るとともに、市民の皆さんへの生活情報を提供するため、広告を有料で掲載します。

▼掲載場所 広報紙「お知らせ広場」各頁の最下段
(ただし、広報紙の編集発行上、やむを得ない場合はこの限りでない。)

▼広告の種類および掲載料

広告の名称	大きさ	掲載区分	掲載料
1種広告	縦55mm	広報紙のみ	10,000円
2種広告	× 横87.5mm	広報紙と市ホームページなどに掲載する電子版広報紙	15,000円

※広告の右上に広告の文字を入れる。大きさは縦5mm×横10mm(位置は上側、右側共に外枠から2mm中に入ったところ)

▼掲載期間 1カ月単位

▼掲載内容

広告のデザインおよび内容などは、広報やまがたのイメージを損なうことのないよう、次のいずれにも該当しないものとする。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に類するもの
- ・消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ・青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

▼申し込み方法

掲載しようとする広報紙発行日(毎月1日発行)の前々月の15日までに、「広報紙広告掲載申込書」にご記入のうえ、掲載を希望する広告原稿を添えてお申し込みください。なお、「広報紙広告掲載申込書」は、総務課人事秘書室にあります。また、山口市のホームページ(<https://www.city.yamagata.gifu.jp/site/kouhou/2302.html>)からもダウンロードできます。

▼申し込み・問い合わせ先 総務課人事秘書室 TEL22-6821